

市・府民税の申告と30年度の税制改正

問い合わせ 税務室
(TEL 892・0121)

市・府民税の申告

30年度、市・府民税の申告(29年中の所得に基づき)申告の受け付けを、次のとおり行います。

とき 2月16日(金)～3月15日(木)〔土・日曜日を除く〕午前9時30分～正午、午後1時～4時

※交野市の所得税申告会場と開設期間が異なりますので、ご注意ください。

ところ 市役所別館3階 小会議室
※郵送(T576-8501)

〔住所記入不要〕税務室市民税係)での申告も、受け付けます。

申告に必要なもの

▽市・府民税申告書
※申告会場にも用意しています。

▽印鑑

▽給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費が分かる明細書など

▽生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など

▽マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カードなどの番号確認書類(本人と扶養親族分も必要)および、本人確認書類(運転免許証など)

※所得税の確定申告をした人は、市・府民税の申告をする必要はありません。

※市・府民税申告は、課税証明書等の発行や国民健康保険の算定などの資料にもなります。29年中に課税される所得がなかった人でも、必要な場合は申告してください。

30年度市・府民税の主な税制改正

給与所得控除の見直し

26年度の税制改正で給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

適用時期	29年度(28年分)	30年度(29年分)以降
上限が適用される給与収入額	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

スイッチOTC医薬品に係る医療費控除の創設

スイッチOTC医薬品に係る医療費控除(セルフメディケーション税制)の創設により、平成29年～33年中に支払った特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等

必要な書類

▽健診などを受けていることの証明書類(結果通知表、領収書)

▽特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等購入費の明細(領収書の添付は必要ありません。ただし、記入内容確認のため、5年間は自宅などで保管する必要があります。)

※詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。

医療費控除の添付書類の改正

30年度から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。ただし、領収書は自宅5年間保存し、求められたときは提示、または提出しなければなりません。

※32年度までは、医療費の領収書の添付、または提示することも可能です。

※所得税の確定申告の作成・「医療費控除の明細書」の作成には、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

所得税の申告

問い合わせ 枚方税務署
(TEL 844・9521)

枚方税務署の確定申告書作成会場

とき 2月16日(金)～3月15日(木)〔土・日曜日を除く〕

※2月18日(日)・25日(日)は開庁します。

ところ 枚方税務署(枚方市大垣内町2-9-9)

※申告相談の受付時間は、午後4時までです。混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。

※会場は、大変混雑が予想されます。確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

■交野市での還付申告会場(2月14日までです)

年金所得者・給与所得者の還付申告会場を開設します。

とき 2月5日(月)～14日(水)〔土・日曜日、祝日を除く〕

時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付終了時間は、3時30分)

ところ 市役所別館3階 中会議室

ご注意

▽申告相談には、整理券が必要ですが、各日とも午前8時30分から、市役所別館3階で当日分の整理券を配布します。また、当日分の整理券はなくなり次第、受付を終了します。翌日分以降の整理券は配布しません。

▽作成された確定申告書の提出は、市役所別館1階で受け付けます。提出のみの場合、整理券は必要ありません。

▽この会場では、不動産や株式などの譲渡所得・贈与税・相続税に関する申告相談は行っていません。

ご協力をお願いします

今年も、市役所駐車場や周辺道路が大変混雑し、渋滞なども予想されます。徒歩や自転車・公共交通機関をご利用

の上、お越しくたね。

「迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。」

事業所得・不動産所得がある人専用の会場を開設

とき 2月26日(月)～3月7日(水)〔土・日曜日を除く〕午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は3時30分まで)

ところ 北河内府民センター1階 大会議室(枚方市大垣内町2-15-1)

※混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。専用駐車場はありません。

国税庁ホームページで申告書を作成

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できます。

税務署員を装った不審な電話にご注意ください

アンケートや年金受給調査と言って、個人情報聞き出すような事例が発生しています。不審な電話があったときは、枚方税務署にお問い合わせください。

パブリックコメントを実施します

問い合わせ ①高齢介護課②障がい福祉課
(TEL 893・6400)

市は、次の計画(素案)を公表し、市民のみなさんからの意見を募集します。

①「交野市高齢者保健福祉計画」及び「第7期介護保険事業計画」

30年度からの3か年における、高齢者福祉・介護保険施策の基本となる計画を定めるものです。

担当課 高齢介護課

②「交野市第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画」

「第3次障がい者(児)福祉長期計画」の理念と方向性に基づき、障がい福祉サービスの充実と支援体制の計画的な整

備を目ざし策定するものです。

担当課 障がい福祉課

意見の提出期間 いずれも1月19日(金)まで

案の閲覧場所

▽市ホームページ
▽市役所本館2階 情報公開コーナー

▽ゆうゆうセンター1階 ①高齢介護課②障がい福祉課

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所(事務所)がある人や法人・団体、この案件に利害関係がある人や法人・団体

意見の提出方法 意見書(様式自由)に住所・名前(団体名)を記入し、1月19日(金)〈消印有効〉までに、持参・郵送(T576-0034 天野が原町5-5-1)、ファクス(0695-6065)、eメール①(kai.go@city.katano.osaka.jp)・②(hukusi@city.katano.osaka.jp)へ、各担当課

※提出された意見の全部が一部を公開することがあります。また、個別の回答はしません。

※パブリックコメントの実施は、18歳～20歳にもあります。



年始のごみ収集日が一部変わります

年始の業務開始が1月4日(木)のため、第1水曜日(1月3日)の収集については、振り替え収集を行いますので、ご注意ください。なお、「1月のごみ収集日」28日でも確認できます。

振替日 1月6日(土)

新聞・雑誌・段ボールなど	
収集地区	天野が原町、郡津、藤が尾、梅が枝、松塚、私部4丁目77番～80番

空缶・空びん・乾電池	
収集地区	私部(一部除く)、私部南、私部西、青山、向井田、私市、私市山手

粗大ごみ	
収集地区	星田、星田北、星田西、南星田、妙見坂、妙見東、星田山手

問い合わせ 環境事業課(TEL 892・2471)

持ち込み粗大ごみの搬入場所が変わります

問い合わせ 環境事業課(TEL 892・2471)

■搬入について

開始日 2月2日(金)

搬入日時 月～土曜日午前9時～正午、午後1時～4時

※年末年始を除きます。祝日の搬入は可能です。

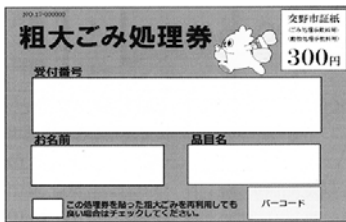
■ご注意ください

▽1日の搬入台数に限りがありますので、前日までに電話予約が必要です。

▽同一申込者の搬入回数は、1日3回までです。

▽市内に在住していることを証明できるもの(運転免許証、健康保険証など)の提示が必要です。また、代理の場合は、委任状などが必要ですよ。

▽持ち込み粗大ごみの手数料の支払いは、粗大ごみ処理券(証紙)となります。



粗大ごみ処理券は貼らずに持参

事前に処理券を購入し、貼付時に持参してください。

第1回「全3回」 「こころの病」



28年8月～11月号に掲載した「こころの病」を引き続き、今年度も掲載します。

■精神科訪問看護って？

「地域で！生まれ育った場所で！自分らしく生活するために、」精神科訪問看護「があります。

その目的は、できること「ストレングス」(強み)を見つけ、生活に自信を持ち、夢を自分の言葉にすることです。また、「リカバリー」(回復)した、すっきりした、何かやってみたくなったという感覚を持つことです。

訪問看護では、やりたいこと(夢)を見つけ、失敗しても諦めず、夢に向かって一緒に歩いていきます。

もちろん訪問看護で、すべてができるわけではありません。病院やクリニック、市・保健所・地域活動支援

センター・就労支援事業所・相談支援事業所などと連携を取りながら、必要な支援につなげていきます。また、人と人をつなげていくことも大きな役割です。

患者が入退院を繰り返し、在宅で楽しみを見つながら生活を送るために、一緒に回復を応援していくことが精神科訪問看護です。

訪問看護は、精神疾患を有する入院中以外の患者やその家族などが対象となります。通院・日常生活・対人関係・服薬・就労など、家族の支援や協力は欠かせません。そして、何より人に言えない苦労もあるでしょう。気持ちの切り替えに、困ったときに、お役に立てるよう支援していきます。

◆問い合わせ 障がい福祉課(TEL 893・6400)